（組合会の検査）

第２５条　　組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において委員をおくことができる。

２　　組合会は、前項の検査に関して、議員の選任方法その他検査に必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

（附 則）

１．第２２条の規約を第２５条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成１５年４月１日から適用とする。